

令和4年1月25日判決言渡 同日原本領収 裁判所書記官

令和3年(ネ)第2603号 新幹線列車内喫煙ルーム廃止等請求控訴事件(原審・東京地方裁判所令和元年(ワ)第33338号)

口頭弁論終結日 令和3年11月30日

判 決

東京都足立区 [REDACTED]

控 訴 人 半 澤 一 宣

大阪市北区芝田二丁目4番24号

被 控 訴 人 西日本旅客鉄道株式会社

同代表者代表取締役 長 谷 川 一 明

名古屋市中村区名駅一丁目1番4号

被 控 訴 人 東海旅客鉄道株式会社

同代表者代表取締役 金 子 慎

福岡市博多区博多駅前三丁目25番21号

被 控 訴 人 九州旅客鉄道株式会社

同代表者代表取締役 青 柳 俊 彦

上記3名訴訟代理人弁護士 西 出 智 幸

同 高 田 翔 行

主 文

- 1 本件控訴をいずれも棄却する。
- 2 控訴費用は、控訴人の負担とする。

事 実 及 び 理 由

第1 控訴の趣旨

- 1 原判決を取り消す。
- 2 被控訴人らは、東海道～山陽～九州新幹線で運行する全車両の喫煙ルームを廃止(閉鎖)し、全列車を完全禁煙とせよ。

3 被控訴人西日本旅客鉄道株式会社は、控訴人に対し、3万8110円を支払え。

第2 事案の概要等

(以下において略称を用いるときは、原判決に同じ。)

1 事案の概要

本件事案の概要は、原判決2頁14行目末尾に行を改めて次のように加えるほかは、原判決「事実及び理由」第2の柱書に記載のとおりであるからこれを引用する。

「原審が、控訴人の請求をいずれも棄却したところ、控訴人が、これを不服として控訴した。」

2 「前提となる事実」及び「当事者の主張」は、後記3を付加するほかは、原判決「事実及び理由」第2の1及び2に記載のとおりであるから、これを引用する。

3 当審における控訴人の補足的主張

(1) 被控訴人らは、喫煙ルームを廃止すべきである。

ア 新幹線における喫煙ルームは、人が出入りするときにも空気が常に外から中に向かって流れているとはいえないから、「扉を解放した状態の開口面において喫煙専用室内に向かう気流0.2メートル毎秒以上が確保されていること」(健康増進法33条1項、同法施行規則16条1項)を満たしていない違法な施設である。控訴人が、新幹線の喫煙ルームで、喫煙ルームのドアが閉まってからたばこの煙に見立てた紙吹雪を控訴人の頭の上から撒き、喫煙ルームから退出したところ、紙吹雪が喫煙ルームの外の床にも散乱していた。このことは、乗客が喫煙ルームから退出するときには室内から室外へ向かう気流が発生していることを意味している。

イ また、喫煙した人の肺には、喫煙終了後も、数分間はたばこの煙が残存し、呼吸をするたびにそれが排出されるため、周囲の人には受動喫煙が発

生し、さらに、その後も約45分にわたり、口腔から気管支にかけて付着したたばこ成分から有害なガス状物質が呼気に混じって排出される現象（三次喫煙）が続くことにより、周囲の人に健康被害を発生させる。そして、被控訴人JR西日本及び同JR東海は遅くとも平成20年までに、被控訴人JR九州は遅くとも平成22年までに、喫煙ルームを設置した新幹線列車内で、乗客が上記の受動喫煙や三次喫煙による健康被害を受ける可能性があることを予見できていたのであるから、健康増進法26条により、被控訴人らにはこれを未然に防止すべき努力義務があるにもかかわらず、これを怠り続けている危害防止・安全配慮義務違反がある。

現行の座席予約システムでは、三次喫煙を含む受動喫煙を避けたい人が、喫煙者と近くの席に乗り合わせてしまうことを防ぐ術はなく、また、受動喫煙に安全なレベル（閾値）は存在しないのであるから、人体に危険な受動喫煙を受忍すべきとする判断は誤りである。

(2) 被控訴人JR西日本に対する損害賠償請求は認められるべきである。

上記(1)のとおり、乗車中に健康被害を受ける新幹線は、輸送サービス商品として欠陥商品であり、旅客を病気に罹らせず健康なまま目的地まで輸送するという運送契約上の債務不履行があったといえるから、その運賃の收受が不当なものであることは明らかであり、被控訴人JR西日本は、その運賃を返還すべき義務がある。被控訴人JR西日本は、控訴人による運賃等の払戻し請求に応ずることを拒絶したが、これは、運送契約上の債務不履行について一方的に免責を宣言したことを意味し、消費者契約法8条1項の規定に反し許されない。

本件トラブルにおいて仲裁に入った本件車掌が、喫煙客の言い分を控訴人に一方的に押し付け、控訴人に席の移動を命じたことにより、控訴人は精神的損害を被った。本件トラブルにおける本件車掌の対応を認めることは、声を荒げて相手を恫喝し困らせた方が得をするという反道徳的な無理を押し通

すことを許すもので、不当である。

第3 当裁判所の判断

1 当裁判所も、控訴人の被控訴人らに対する新幹線列車内喫煙ルームの廃止請求並びに被控訴人JR西日本に対する不法行為に基づく慰謝料請求及び債務不履行に基づく運賃相当額の支払請求は、いずれも理由がないと判断する。その理由は、原判決10頁12行目の「乗車券を」から13行目の「に加え、」までを削り、後記2を加えるほかは、原判決「事実及び理由」第3の1ないし3に記載のとおりであるから、これを引用する。

2 当審における控訴人の補足的主張について

(1) 喫煙ルームの廃止について

ア 控訴人は、新幹線における喫煙ルームは、人が出入りするときにも空気が常に外から中に向かって流れているとはいえないから、健康増進法33条1項、同法施行規則16条1項に定める技術的基準を満たすものではない旨主張し、「人が新幹線の列車内の喫煙ルームから退出する際、喫煙ルームの中から外へと向かう気流が発生することを、紙吹雪で可視化するために行った実験」の動画（甲58ないし63）を提出する。

しかし、各動画において、控訴人は、喫煙ルームの出口に向かって立った状態で、右手に前方に向けたカメラを持ち、左手で持った紙片を上方へ投げて落下させ、それと同時又はその後速やかに喫煙ルームの出口から退出するという動作を行っているが、ほとんどの紙片は外に出ることなく喫煙ルームに落下し、喫煙ルームの外に落下した紙片は僅かであることが認められるところ、喫煙ルームの出口から相当程度離れた場所に落下した紙片は、控訴人の動作により生じる気流の影響により落下地点に到達したものとは認め難く、控訴人の身体に付着し、又は押し出されながら落下したものと推認するほかないし、出口付近に落下した紙片についても、控訴人の身体に付着し、又は押し出されながら落下したことを否定できないから、

各動画をもって、喫煙ルームから人が退出する際、喫煙ルームの室内から
室外へ向かう気流が発生することを裏付けるものとはいえない。

5 控訴人は、動画撮影の際、紙片を胸元から頭上のやや後方に向けて放り
投げるように撒いたのであり、自らの前に落下させておらず、紙片を自身
の身体で押していたのであれば、動画にその状況が映っているはずである
などとして、身体に紙片が付着していたことを否定する。しかし、一部の
動画（甲61、63）においては、控訴人が上方に投げた紙片が控訴人の
10 身体の前側に落下していることが明らかである。また、他の動画において
も、控訴人は、右手に持った前方に向けたカメラで、左手で持った紙片を
上方へ投げる動作を撮影しているところ、その動作の態様に照らせば、控
訴人が紙片を胸元から頭上のやや後方に向けて放り投げるように撒いたと
は認め難く、かつ、控訴人の身体は撮影されていないから、紙片が身体に
付着し、又は押し出されながら落下した可能性があることは否定できない。

15 さらに、控訴人は、仮に控訴人の身体が紙片を押し出していたとしても、
人が禁煙ルームから退出する際には人に引きずられる気流のみならず人が
押し出す気流も発生することを示すシミュレーション（甲51）が存在し、
控訴人の主張は、これによって裏付けられている旨主張する。しかし、同
シミュレーションは、喫煙専用室内に向かう気流の流速をゼロとする初期
20 条件の下で行われたものであるから、喫煙専用室内に向かう気流が存在す
る新幹線における喫煙ルームとは前提を異にするものであり、同シミュ
レーションが控訴人の主張を裏付けるものとはいえない。

したがって、被控訴人らの運行する新幹線に設置された喫煙ルームは、
健康増進法33条1項及び同法施行規則16条1項に定める技術的基準を
いずれも満たしていると認められ（引用に係る原判決「事実及び理由」第
25 3の1(2)参照）、控訴人の提出に係る上記各動画は、同認定判断を覆すも
のとはいえない。

イ 控訴人は、喫煙した者からの三次喫煙を含む受動喫煙による健康被害を発生させることを未然に防止すべき努力義務に反しこれを怠っており、また、人体に危険な受動喫煙を受忍すべきとする判断は誤りであるとして、喫煙ルームを廃止すべきである旨主張する。

5 しかし、上記アのとおり、被控訴人らは、その運行する新幹線に、令和2年4月1日に施行された健康増進法の定める要件を満たす喫煙専用室の設置を行っているのであるから、被控訴人らに、同法における努力義務違反があるとは認められない。

10 また、上記健康増進法は、受動喫煙が他人に与える健康影響と、喫煙者が一定程度いる現状を踏まえ、屋内において、受動喫煙にさらされることを望まない者がそのような状況におかれることのないようにすることを基本に、「望まない受動喫煙」をなくすという観点から、施設の類型・場所ごとに禁煙措置や喫煙場所の特定を行うとともに、対策を講じることとしたものである。具体的には、学校・病院・児童福祉施設等、行政機関、
15 旅客運送事業自動車・航空機においては禁煙とする一方、上記以外の多数の者が利用する施設、旅客運送事業船舶・鉄道においては、原則として屋内を禁煙としつつ、定められた要件を満たす喫煙専用室における喫煙は許容することにより、喫煙者の喫煙の希望と、受動喫煙による非喫煙者への健康影響の防止の調整を図っているものといえる。他方、同法においては、
20 他の場所又は喫煙専用室で喫煙した者が、喫煙後に禁煙とされている施設又は場所を来訪することについては、何らの定めもおいていない。そうであれば、控訴人が指摘する喫煙者の喫煙後の呼吸による受動喫煙又は三次喫煙について、これを裏付ける文献（甲29、66）があり、周囲の者に対する健康影響が生ずる可能性があることは否定できないとしても、同法
25 においては特段の対策は講じられていないのであるから、喫煙者が、喫煙後に禁煙とされている施設又は場所を来訪することについては、社会生活

を円滑に営むために相互に許容すべきものとして社会的に容認されているものというべきである。

そして、被控訴人らの運行する新幹線においては、同法に定められた要件を満たす喫煙ルームが設置されており、それ以外の場所における喫煙は禁止されているのであるから、これに加えて、喫煙ルームで喫煙した者の座席について特段の制限を講じていないとしても、同法に反するものとはいえない。

したがって、控訴人の指摘する他の事情を考慮しても、被控訴人らの運行する新幹線における喫煙ルームの設置が、一般社会通念上受忍すべき程度を超えるものとはいえず、控訴人の主張は採用できない。

(2) 被控訴人 J R 西日本に対する請求について

控訴人は、新幹線の乗車中に健康被害を受けるとして、被控訴人 J R 西日本には運送契約上の債務不履行がある旨主張するが、被控訴人 J R 西日本に債務不履行責任が認められないことは、引用に係る原判決「事実及び理由」第3の3に判示のとおりであり、また、本件車掌の行為が慰謝料を生じさせるような不法行為に該当するものではないことは、同第3の2に判示のとおりである。

控訴人は、消費者契約法8条1項に基づき、被控訴人 J R 西日本につき一方的な免責を認めるべきでないなどと主張するが、同条項は事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除するなどの消費者契約の条項を無効とする旨を定めるものであるところ、被控訴人 J R 西日本は、運送契約上の特定の条項に基づき免責を主張しているものではないから、その適用場面ではないし、そもそも被控訴人 J R 西日本に債務不履行責任は認められないから、いずれにしても控訴人の主張はその前提を欠き、採用できない。

(3) その他にも控訴人はいろいろ主張するが、いずれも上記1の判断を左右す

るものではない。

第4 結論

よって、控訴人の請求をいずれも棄却した原判決は相当であって、本件控訴はいずれも理由がないから、これらを棄却することとし、主文のとおり判決する。

東京高等裁判所第4民事部

裁判長裁判官

鹿子木康 

裁判官

田原美奈子 

裁判官

伊藤清隆 

これは正本である。

令和4年1月25日

東京高等裁判所第4民事部

裁判所書記官 日口直美